国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。）	日本国の船舶運航事業者が外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるものによって不利益な取扱いを受けている場合において、対抗措置をとる旨の事前の通告にもかかわらず、当該不利益な取扱いが引き続き行われ、当該日本国の船舶運航事業者の利益が著しく害されている場合には、対抗措置として、当該外国の船舶運航事業者に対して、一定の期間、次の事項を制限し、又は禁止することができる。 (a)　日本国の港への入港 (b)　日本国の港における貨物の積込み又は取卸し	この措置の廃止は、貿易の自由化に関する将来の交渉の結果に従って検討される。	日本国の船舶運航事業者がＡＳＥＡＮ構成国において不利益な取扱いを受けないことを確保する必要がある。
エネルギー・サービス	電気業、ガス業及び原子力産業に係るサービスの提供（第五十・一条(v)(iii)の規定に基づくサービスの提供を除く。）について、非締約国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。	無期限	エネルギーの効率的かつ安定的な供給を確保する必要がある。
漁業に関連するサービス	日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における次の活動を含む漁業に関連するサービスの提供について、非締約国のサービス提供者に対して特恵的な待遇を与えることができる。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給	無期限	漁業資源の保存及び管理を確保する必要がある。

付録四

附属書八　第五十・三条3の規定に関する締約国の表

1　ブルネイ・ダルサラーム国
2　カンボジア王国
3　インドネシア共和国
4　ラオス人民民主共和国
5　マレーシア
6　ミャンマー連邦共和国
7　フィリピン共和国
8　シンガポール共和国
9　タイ王国
10　ベトナム社会主義共和国

付録五

附属書九　自然人の移動に関する特定の約束

（ＡＳＥＡＮ構成国の表は省略）

日本国の表

日本国は、この日本国の表の各節に定める条件に従って入国及び一時的な滞在を求めるＡＳＥＡＮ構成国の自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第一節　ＡＳＥＡＮ構成国の短期の商用訪問者

業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事せず、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在するＡＳＥＡＮ構成国の自然人については、九十日を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

1　次の全ての要件を満たすＡＳＥＡＮ構成国の自然人については、五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　日本国に入国し、及び一時的に滞在することに係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国においてサービスを提供し、又は投資を行う公私の機関によって雇用されている者であること。

(b)　(a)に規定する公私の機関の日本国内の支店若しくは代表事務所に転任する者又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連する他の公私の機関であって、日本国において設立され、若しくは組織されるものに転任する者であること。

(c)　日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する者であること。

(i)　長として、(b)に規定する支店又は代表事務所を管理する活動

(ii)　役員又は監査役として、(b)に規定する他の公私の機関を管理する活動

(iii)　(b)に規定する他の公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(iv)　物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（その改正を含む。以下同じ。）で定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

注釈　この1の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(c)(iv)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

第三節　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき高度の水準の技術又は知識を必要とする事業活動に従事するＡＳＥＡＮ構成国の自然人

1　日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に、次の(a)又は(b)に該当するサービスの提供に係る事業活動であって出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められる「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づくものに従事するＡＳＥＡＮ構成国の自然人については、五年を超えない期間（この期間は、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

(a)　物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(b)　日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動

2　1(a)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。